

新 旧 対 照 表

第 1 「租税特別措置法(株式等に係る譲渡所得等関係)の取扱いについて」(法令解釈通達)関係 (注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
省 略 用 語 例 。 株式等..... 租税特別措置法(以下「措法」という。)第37条の10第2項に規定する株式等をいう。 株式等に係る譲渡所得等の金額..... 措法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。 。 措置法第37条の10《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係 (株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期) 37の10-1。 (1)。 (2)。 (3) 措置法第37条の10第3項各号(同項第5号を除く。)に規定する事由に基づき収入金額とみなされる場合 イ。 ロ。	省 略 用 語 例 。 株式等..... 租税特別措置法(以下「措法」という。)第37条の10第3項に規定する株式等をいう。 株式等に係る譲渡所得等の金額..... 措法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。 新規公開株式等に係る2分の1課税の特例..... 措法第37条の10第2項に規定する特例をいう。 。 措置法第37条の10《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係 (株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期) 37の10-1。 (1)。 (2)。 (3) 措置法第37条の10第4項各号(同項第5号を除く。)に規定する事由に基づき収入金額とみなされる場合 イ。 ロ。

改正後	改正前
ハ ・ ・ ・ ・ ・。 ニ ・ ・ ・ ・ ・。 (4) 措置法第37条の10第4項に規定する株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約により支払われる金額で同項の規定により収入金額とみなされる場合 ・ ・ ・ ・ ・。 (株式等の譲渡に係る所得区分) 37の10－2 株式等の譲渡（株式等証券投資信託等（租税特別措置法第37条の10第4項に規定する株式等証券投資信託等をいう。以下この項において同じ。）の終了又は株式等証券投資信託等の一部の解約を含む。以下この項において同じ。）による所得が事業所得若しくは雑所得に該当するか又は譲渡所得に該当するかは、 ・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・ イ ・ ・ ・ ・ ・ ロ ・ ・ ・ ・ ・ ハ ・ ・ ・ ・ ・ ニ ・ ・ ・ ・ ・ ホ ・ ・ ・ ・ ・ ヘ ・ ・ ・ ・ ・ ト 措置法第37条の10第4項に規定する株式等証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が公募（同法第37条の11第1項に規定する公募をいう。）により行われたものの受益証券 チ ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ (注) ・ ・ ・ ・ ・。 (株式等に係る譲渡所得等の金額の計算) 37の10－3 ・ ・ ・ ・ ・。 (1) 措置法令第25条の9第6項の規定により、 ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・、措置法令第25条の8第1項及び第25条の9第5項の規定により、 ・ ・ ・ ・ ・。 (3) ・ ・ ・ ・ ・。	ハ ・ ・ ・ ・ ・。 ニ ・ ・ ・ ・ ・。 (4) 措置法第37条の10第5項に規定する株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約により支払われる金額で同項の規定により収入金額とみなされる場合 ・ ・ ・ ・ ・。 (株式等の譲渡に係る所得区分) 37の10－2 株式等の譲渡（株式等証券投資信託等（租税特別措置法第37条の10第5項に規定する株式等証券投資信託等をいう。以下この項において同じ。）の終了又は株式等証券投資信託等の一部の解約を含む。以下この項において同じ。）による所得が事業所得若しくは雑所得に該当するか又は譲渡所得に該当するかは、 ・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・ イ ・ ・ ・ ・ ・ ロ ・ ・ ・ ・ ・ ハ ・ ・ ・ ・ ・ ニ ・ ・ ・ ・ ・ ホ ・ ・ ・ ・ ・ ヘ ・ ・ ・ ・ ・ ト 措置法第37条の10第5項に規定する株式等証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が公募（同法第37条の11第1項に規定する公募をいう。）により行われたものの受益証券 チ ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ (注) ・ ・ ・ ・ ・。 (株式等に係る譲渡所得等の金額の計算) 37の10－3 ・ ・ ・ ・ ・。 (1) 措置法令第25条の9第7項の規定により、 ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・、措置法令第25条の8第1項及び第25条の9第6項の規定により、 ・ ・ ・ ・ ・。 (3) ・ ・ ・ ・ ・。

改正後	改正前
(4) 「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受ける場合には、<u>当該特例を適用する。</u> (5) ・ ・ ・ ・ ・。 (6) ・ ・ ・ ・ ・。 (注) ・ ・ ・ ・ ・、第25条の9第5項及び第6項の規定により、・ ・ ・ ・ ・。 ① 「公開等」 「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用がある株式等の譲渡に該当するもの ② ・ ・ ・ ・ ・ ③ ・ ・ ・ ・ ・	(4) 「<u>新規公開株式等に係る2分の1課税の特例</u>」又は「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受ける場合には、<u>それぞれ該当する特例を適用する。</u> (5) ・ ・ ・ ・ ・。 (6) ・ ・ ・ ・ ・。 (注) ・ ・ ・ ・ ・、第25条の9第6項及び第7項の規定により、・ ・ ・ ・ ・。 ① 「公開等」 「<u>新規公開株式等に係る2分の1課税の特例</u>」又は「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用がある<u>措置法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡に該当するもの</u> ② ・ ・ ・ ・ ・ ③ ・ ・ ・ ・ ・
(「取得をした日」の判定) 37の10-19 株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する場合における株式の「取得をした日」の判定は、次による。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 (2) 払込みにより取得した株式は、その払込みの<u>払込期日</u>による。 (3) ・ ・ ・ ・ ・。 (4) 株式の併合若しくは分割、<u>増資</u>、会社の合併又は会社の分割により取得した株式については、その取得の基因となった株式の「取得した日」による。ただし、<u>措置法第37条の10第3項</u>の規定により株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされるものを除く。 (5) ・ ・ ・ ・ ・。 (6) ・ ・ ・ ・ ・。 (7) ・ ・ ・ ・ ・。 (8) ・ ・ ・ ・ ・。 (注) ・ ・ ・ ・ ・。 (削 除)	(「取得をした日」の判定) 37の10-19 <u>措置法第37条の10第2項に規定する株式の所有期間は、その株式を取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間によるが、この場合における当該株式の「取得をした日」は、次による。</u> (1) ・ ・ ・ ・ ・。 (2) 払込みにより取得した株式は、その払込みの<u>払込期日の翌日</u>による。 (3) ・ ・ ・ ・ ・。 (4) 株式の併合若しくは分割、会社の合併又は会社の分割により取得した株式については、その取得の基因となった株式の「取得した日」による。ただし、<u>措置法第37条の10第4項</u>の規定により株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされるものを除く。 (5) ・ ・ ・ ・ ・。 (6) ・ ・ ・ ・ ・。 (7) ・ ・ ・ ・ ・。 (8) ・ ・ ・ ・ ・。 (注) ・ ・ ・ ・ ・。 (<u>売委託</u>) 37の10-20 <u>措置法第37条の10第2項に規定する「売委託」とは、証券取引法第2条第8項第</u>

改正後	改正前
併法人の株式の1株当たりの取得価額は、・・・・・・。 (譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の分割の場合) 37の10-25 措置法第37条の10第3項第2号の規定の適用に関しては、・・・・・・。 (1) ・・・・・、措置法第37条の10第3項の規定により、・・・・・・。 (2) 措置法第37条の10第3項の規定の適用がない場合における法人の分割があった日以後の旧株及び当該分割により取得した分割承継法人の株式に係る1株当たりの取得価額は、・・・・・・。 (譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—払戻し等の場合) 37の10-26 措置法第37条の10第3項第3号に規定する「法人の資本若しくは出資の減少」又は「法人の解散による残余財産の分配」(以下この項において「払戻し等」という。)により金銭その他の資産(以下この項において「金銭等」という。)の交付を受けた場合のその有していた払戻し等を行った法人の株式(以下この項において「旧株」という。)に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる収入金額及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、・・・・・・。 (法人が自己の株式を個人から取得する場合の所得税法第59条の適用) 37の10-27 法人がその株主等から措置法第37条の10第3項第5号の規定に該当する自己の株式の取得を行う場合において、・・・・・・。 (1) ・・・・・ (2) ・・・・・ (注) ・・・・・。 (合計所得金額等の計算) 37の10-28 ・・・・・。 (1) ・・・・・、措置法第37条の10第6項第1号の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額が含まれ、・・・・・・、措置法令第25条の8第9項の規定により、・・・・・・。 ① ・・・・・ ② 「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」	併法人の株式の1株当たりの取得価額は、・・・・・・。 (譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の分割の場合) 37の10-25 措置法第37条の10第4項第2号の規定の適用に関しては、・・・・・・。 (1) ・・・・・、措置法第37条の10第4項の規定により、・・・・・・。 (2) 措置法第37条の10第4項の規定の適用がない場合における法人の分割があった日以後の旧株及び当該分割により取得した分割承継法人の株式に係る1株当たりの取得価額は、・・・・・・。 (譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—払戻し等の場合) 37の10-26 措置法第37条の10第4項第3号に規定する「法人の資本若しくは出資の減少」又は「法人の解散による残余財産の分配」(以下この項において「払戻し等」という。)により金銭その他の資産(以下この項において「金銭等」という。)の交付を受けた場合のその有していた払戻し等を行った法人の株式(以下この項において「旧株」という。)に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる収入金額及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、・・・・・・。 (法人が自己の株式を個人から取得する場合の所得税法第59条の適用) 37の10-27 法人がその株主等から措置法第37条の10第4項第5号の規定に該当する自己の株式の取得を行う場合において、・・・・・・。 (1) ・・・・・ (2) ・・・・・ (注) ・・・・・。 (合計所得金額等の計算) 37の10-28 ・・・・・。 (1) ・・・・・、措置法第37条の10第7項第1号の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額が含まれ、・・・・・・、措置法令第25条の8第13項の規定により、・・・・・・。 ① ・・・・・ ② 「新規公開株式等に係る2分の1課税の特例」及び「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」

改 正 後	改 正 前
(2)。 措置法第37条の10の2《特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係 <u>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用)</u> <u>37の10の2-1 特定管理株式の譲渡による譲渡所得等の金額の計算等については、37の10-1から37の10-4、37の10-10、37の10-19、37の10-24から37の10-26及び37の10-28の取扱いを準用する。</u> 措置法第37条の11《上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係 (廃 止) <u>(売委託)</u> <u>37の11-1 措置法第37条の11第1項第1号に規定する「売委託」とは、証券取引法第2条第8項第2号及び第7号に掲げる行為のうち売買の媒介、取次ぎ若しくは代理について委託すること、同項第3号に掲げる行為のうち売買の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理について委託すること又は同項第6号に掲げる行為のうち売出しの取扱いについて委託することをい</u>	(2)。 (新 設) (新 設) 措置法第37条の11《上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係 <u>(上場株式等の優遇税率の特例と新規公開株式等に係る2分の1課税の特例との関係)</u> <u>37の11-1 措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等の譲渡をした場合で、当該譲渡について「新規公開株式等に係る2分の1課税の特例」の適用がある場合には、「上場株式等の優遇税率の特例」は「新規公開株式等に係る2分の1課税の特例」の適用後の金額に適用することとなるのであるが、同条第1項の規定が適用される平成15年1月1日から平成19年12月31日までの間は、同条第2項の規定により、「新規公開株式等に係る2分の1課税の特例」の適用はないのであるから留意する。</u> (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>う。</u> (株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用) 37の11-3 措置法第37条の11第1項の規定の適用に当たっては、37の10-3及び37の10-28の取扱いを準用する。 措置法第37条の11の2《平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例》関係 (上場株式等の取得費の特例を適用した場合の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算等における取扱い) 37の11の2-12 ・ ・ ・ ・ ・、措置法令第25条の8第1項、第25条の9第5項及び第6項に規定する計算並びに「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除」の適用上、・ ・ ・ ・ ・。 (株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用) 37の11の2-13 措置法第37条の11の2第1項の規定の適用に当たっては、37の10-8、37の10-15及び37の10-24から37の10-26までの取扱いを準用する。 措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係 (貸付契約に基づいて返還された上場株式等の取得価額等) 37の11の3-3 措置法令第25条の10の2第14項第13号に規定する当該貸付契約に基づき返還される上場株式等を、同号に規定する方法により特定口座に受け入れる際の当該上場株式等の取得価額及び取得日は、当該貸付契約に基づく貸付時に当該特定口座において管理されていた取得価額及び取得日によることに留意する。なお、貸付期間中に、当該特定口座において当該上場株式等と同一銘柄の特定口座内保管上場株式等が譲渡された場合には、貸付時に当該上場株式等が払い出されているものとして譲渡損益を計算するのであるが、特定口座外	(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用) 37の11-3 措置法第37条の11第1項の規定の適用に当たっては、37の10-3、<u>37の10-20</u>及び37の10-28の取扱いを準用する。 措置法第37条の11の2《平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例》関係 (上場株式等の取得費の特例を適用した場合の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算等における取扱い) 37の11の2-12 ・ ・ ・ ・ ・、措置法令第25条の8第1項、第25条の9第6項及び第7項に規定する計算並びに「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除」の適用上、・ ・ ・ ・ ・。 (株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用) 37の11の2-13 措置法第37条の11の2第1項の規定の適用に当たっては、37の10-8及び<u>37の10-15</u>の取扱いを準用する。 措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係 (新 設)

改 正 後	改 正 前
で当該上場株式等と同一銘柄の上場株式等が譲渡された場合には、措置法令第25条の10の2第22項の規定の適用はなく、当該同一銘柄の上場株式等の取得価額の計算には影響しないことに留意する。 (特定口座内保管上場株式等を払い出した場合) 37の11の3-4 (1) (注) (2) (特定口座以外の株式等に係る譲渡所得等の金額との合計) 37の11の3-5 (1) (2) (株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用) 37の11の3-6 特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算、信用取引等に係る上場株式等の譲渡による雑所得等の金額の計算等については、37の10-1から37の10-13、37の10-15、37の10-19、37の10-23から37の10-26、<u>37の10-28及び37の11-1</u>の取扱いを準用する。 措置法第37条の13の3《特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例》関係 (廃 止)	(特定口座内保管上場株式等を払い出した場合) 37の11の3-3 (1) (注) (2) (特定口座以外の株式等に係る譲渡所得等の金額との合計) 37の11の3-4 (1) (2) (株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用) 37の11の3-5 特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算、信用取引等に係る上場株式等の譲渡による雑所得等の金額の計算等については、37の10-1から37の10-13、37の10-15、37の10-19、<u>37の10-20</u>、37の10-23から37の10-26<u>及び37の10-28</u>の取扱いを準用する。 措置法第37条の13の3《特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例》関係 (「特定残株数」の意義) 37の13の3-1 <u>したがって、上場等の日（措置法第37条の13の3第1項に規定する上場等の日をいう。）以後1年以内に譲渡した同一銘柄株式のうちに措置法令第25条の12の3第3項に規定する取得期間内に払込みにより取得した特定株式がないときには、同項に規定するところにより同令</u>

改 正 後	改 正 前
(特例対象特定株式に該当するかどうかの判定) 37の13の3－1 措置法第37条の13の3第1項の規定の適用対象となる特定株式とは、居住者等が平成12年4月1日（同法第37条の13第1項第2号又は第3号に定める株式に該当する場合には平成16年4月1日とし、同項第4号に定める株式に該当する場合には平成17年4月1日とする。）から特定株式の譲渡（措置法第37条の13の3第1項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）をした日の3年前の日の前日（同日が平成19年4月1日以後の日であるときには、同年3月31日）までの期間内に払込みにより取得をした特定株式で、その譲渡の日においてその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間が3年を超えるものをいう（以下この項において当該特定株式を「特例対象特定株式」という。）のであるが、居住者等が特例対象特定株式を有している場合において、当該居住者等がその有する同一銘柄株式（当該払込みにより取得した特定株式、払込み以外の方法により取得をした当該特定株式又は当該特定株式と同一銘柄の株式で特定株式に該当しないものをいう。この項において同じ。）のうちの一部を譲渡したときの当該譲渡した株式が特例対象特定株式に該当するかどうかの判定については、次の点に留意する。 (1) (2) 措置法第37条の14の2《特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係 (株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用) 37の14の2－16 措置法第37条の14の2の規定の適用に当たっては、37の10－8及び37の11－1の取扱いを準用する。	第25条の12の2第12項に規定する「特定残株数」はないこととなるので、措置法第37条の10第2項の規定の適用に当たり、当該譲渡された株式の所有期間を判定する場合には、37の10－19及び37の10－22に定めるところによることとなる。 (特例対象特定株式に該当するかどうかの判定) 37の13の3－2 措置法第37条の13の3第1項の規定の適用対象となる特定株式とは、居住者等が平成12年4月1日（同法第37条の13第1項第2号又は第3号に定める株式に該当する場合には平成16年4月1日）から特定株式の譲渡（措置法第37条の13の3第1項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）をした日の3年前の日の前日（同日が平成17年4月1日以後の日であるときには、同年3月31日）までの期間内に払込みにより取得をした特定株式で、その譲渡の日においてその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間が3年を超えるものをいう（以下この項において当該特定株式を「特例対象特定株式」という。）のであるが、居住者等が特例対象特定株式を有している場合において、当該居住者等がその有する同一銘柄株式のうちの一部を譲渡したときの当該譲渡した株式が特例対象特定株式に該当するかどうかの判定については、次の点に留意する。 (1) (2) 措置法第37条の14の2《特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係 (株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用) 37の14の2－16 措置法第37条の14の2の規定の適用に当たっては、37の10－8及び37の10－20の取扱いを準用する。

新 旧 対 照 表

第 2 「租税特別措置法(山林所得・譲渡所得関係)の取扱いについて」(法令解釈通達)関係

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
措置法第31条の2《優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係 (<u>地方道路公社等</u>に対する土地等の譲渡) 31の2-1。 (建築物の「建築面積」の意義) 31の2-7 措置法第31条の2第2項第9号に規定する建築物の「建築面積」は、.。 (注)。 (建築物の建築をする事業の施行地区の面積要件等) 31の2-8 措置法第31条の2第2項第9号に規定する建築物の建築をする事業の施行される土地の区域(以下「施行地区」という。)の面積とは、.。 (注) 措置法令第20条の2第9項第2号ロに規定する「建築面積の敷地面積に対する割合」を求める場合における建築面積は、.。 (建築事業を行う者が死亡した場合) 31の2-9 措置法第31条の2第2項第9号に規定する建築物の建築をする事業を行う者が当該建築物の建築工事の完了前に死亡した場合であっても、.。 (注) 措置法第31条の2第2項第9号に規定する建築物の建築をする事業を行う者が当該建築物の建築工事完了前に当該建築物の建築事業の施行地を譲渡した場合には、.。 (建築物を2以上の者が建築する場合) 31の2-10 措置法第31条の2第2項第9号に規定する建築物の建築をする事業を行う者又は同項第16号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人若しくは法人が	措置法第31条の2《優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係 (<u>首都高速道路公団等</u>に対する土地等の譲渡) 31の2-1。 (建築物の「建築面積」の意義) 31の2-7 措置法第31条の2第2項第8号に規定する建築物の「建築面積」は、.。 (注)。 (建築物の建築をする事業の施行地区の面積要件等) 31の2-8 措置法第31条の2第2項第8号に規定する建築物の建築をする事業の施行される土地の区域(以下「施行地区」という。)の面積とは、.。 (注) 措置法令第20条の2第8項第2号ロに規定する「建築面積の敷地面積に対する割合」を求める場合における建築面積は、.。 (建築事業を行う者が死亡した場合) 31の2-9 措置法第31条の2第2項第8号に規定する建築物の建築をする事業を行う者が当該建築物の建築工事の完了前に死亡した場合であっても、.。 (注) 措置法第31条の2第2項第8号に規定する建築物の建築をする事業を行う者が当該建築物の建築工事完了前に当該建築物の建築事業の施行地を譲渡した場合には、.。 (建築物を2以上の者が建築する場合) 31の2-10 措置法第31条の2第2項第8号に規定する建築物の建築をする事業を行う者又は同項第15号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人若しくは法人が

改 正 後	改 正 前
2以上ある場合における同条第1項の規定の適用についての留意事項並びに同条第2項第9号及び第16号に規定する要件の判定は、次による。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 (2) 措置法第31条の2第2項第9号に規定する建築物の建築面積要件及び施行地区の面積要件の判定は、・ ・ ・ ・ ・。 (3) 措置法第31条の2第2項第16号イに規定する住宅の床面積要件及び敷地面積要件の判定は、・ ・ ・ ・ ・。	2以上ある場合における同条第1項の規定の適用についての留意事項並びに同条第2項第8号及び第15号に規定する要件の判定は、次による。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 (2) 措置法第31条の2第2項第8号に規定する建築物の建築面積要件及び施行地区の面積要件の判定は、・ ・ ・ ・ ・。 (3) 措置法第31条の2第2項第15号イに規定する住宅の床面積要件及び敷地面積要件の判定は、・ ・ ・ ・ ・。
(措置法第31条の2第2項第11号の「宅地の造成」の意義) 31の2-11 措置法第31条の2第2項第11号に規定する「宅地の造成」は住宅建設の用に供するものに限らないから、都市計画法第29条第1項に規定する開発許可（同法第4条第2項に規定する都市計画区域内において行われる同条第12項に規定する開発行為に係るものに限る。以下31の2-16まで同じ。）又は土地区画整理法第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項若しくは第51条の2第1項の認可を受けて行われる宅地の造成が、・ ・ ・ ・ ・。	(措置法第31条の2第2項第10号の「宅地の造成」の意義) 31の2-11 措置法第31条の2第2項第10号に規定する「宅地の造成」は住宅建設の用に供するものに限らないから、都市計画法第29条第1項に規定する開発許可（同法第4条第2項に規定する都市計画区域内において行われる同条第12項に規定する開発行為に係るものに限る。以下31の2-16まで同じ。）又は土地区画整理法第4条第1項若しくは第14条第1項若しくは第3項の認可を受けて行われる宅地の造成が、・ ・ ・ ・ ・。
(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する当該宅地造成区域内の土地等の譲渡についての特例の不適用) 31の2-13 措置法第31条の2第2項第11号に規定する宅地の造成を行う個人又は法人は、・ ・ ・ ・ ・。 なお、措置法第31条の2第2項第12号又は第13号に掲げる土地等の譲渡についても同様である。	(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する当該宅地造成区域内の土地等の譲渡についての特例の不適用) 31の2-13 措置法第31条の2第2項第10号に規定する宅地の造成を行う個人又は法人は、・ ・ ・ ・ ・。 なお、措置法第31条の2第2項第11号又は第12号に掲げる土地等の譲渡についても同様である。
(宅地の造成等を行う個人又は法人) 31の2-14 措置法第31条の2第2項第9号に規定する建築物の建築又は同項第11号若しくは第13号若しくは第14号に規定する宅地の造成又は同項第15号若しくは第16号に規定する住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人には、・ ・ ・ ・ ・。 したがって、例えば、同項第16号に規定する住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人には、・ ・ ・ ・ ・。	(宅地の造成等を行う個人又は法人) 31の2-14 措置法第31条の2第2項第8号に規定する建築物の建築又は同項第10号若しくは第12号若しくは第13号に規定する宅地の造成又は同項第14号若しくは第15号に規定する住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人には、・ ・ ・ ・ ・。 したがって、例えば、同項第15号に規定する住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人には、・ ・ ・ ・ ・。
(「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成」の意義) 31の2-15 措置法第31条の2第2項第13号又は同項第14号に規定する「住宅建設の用に供さ	(「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成」の意義) 31の2-15 措置法第31条の2第2項第12号又は同項第13号に規定する「住宅建設の用に供さ

改正後	改正前
れる一団の宅地の造成」とは、・・・・・・。 (注)・・・・・・、当該造成された住宅地に措置法第31条の2第2項第15号に規定する「一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅」が建設される場合であっても、同項第15号の規定の適用はない。 (「一団の宅地の面積」の判定) 31の2-16 措置法第31条の2第2項第11号イ、同項第13号イ又は同項第14号イに規定する「一団の宅地の面積」の判定は、・・・・・・。 (1)・・・・・・。 (2)・・・・・・。 (3)・・・・・・。 (4)・・・・・・。 (「土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人」の意義) 31の2-17 措置法規則第13条の3第1項第11号又は同項第14号に規定する「土地区画整理法第2条第3項に規定する施行者又は同法第25条第1項に規定する組合員である個人又は法人」には、・・・・・・。 (区画整理促進機構の証明の日前に土地等を譲渡した場合) 31の2-18・・・・・・、当該買取者は、措置法規則第13条の3第1項第11号又は同項第14号に規定する買取者の要件を満たさないこととなるので、・・・・・・。 (「住宅又は中高層の耐火共同住宅」の建設を行う者) 31の2-19 措置法第31条の2第2項第15号に規定する「住宅又は中高層の耐火共同住宅」は、・・・・・・。 (「住居の用途に供する独立部分」及び「床面積」の判定) 31の2-20 措置法第31条の2第2項第15号ロに規定する「中高層の耐火共同住宅にあっては住居の用途に供する独立部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第1項に規定する建物の部分に相当するものをいう。）が15以上」又は・・・・・・。	れる一団の宅地の造成」とは、・・・・・・。 (注)・・・・・・、当該造成された住宅地に措置法第31条の2第2項第14号に規定する「一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅」が建設される場合であっても、同項第14号の規定の適用はない。 (「一団の宅地の面積」の判定) 31の2-16 措置法第31条の2第2項第10号イ、同項第12号イ又は同項第13号イに規定する「一団の宅地の面積」の判定は、・・・・・・。 (1)・・・・・・。 (2)・・・・・・。 (3)・・・・・・。 (4)・・・・・・。 (「土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人」の意義) 31の2-17 措置法規則第13条の3第1項第10号又は同項第13号に規定する「土地区画整理法第2条第3項に規定する施行者又は同法第25条第1項に規定する組合員である個人又は法人」には、・・・・・・。 (区画整理促進機構の証明の日前に土地等を譲渡した場合) 31の2-18・・・・・・、当該買取者は、措置法規則第13条の3第1項第10号又は同項第13号に規定する買取者の要件を満たさないこととなるので、・・・・・・。 (「住宅又は中高層の耐火共同住宅」の建設を行う者) 31の2-19 措置法第31条の2第2項第14号に規定する「住宅又は中高層の耐火共同住宅」は、・・・・・・。 (「住居の用途に供する独立部分」及び「床面積」の判定) 31の2-20 措置法第31条の2第2項第14号ロに規定する「中高層の耐火共同住宅にあっては住居の用途に供する独立部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第1項に規定する建物の部分に相当するものをいう。）が15以上」又は・・・・・・。

改 正 後	改 正 前
(換地処分後の土地等の譲渡) 31の2-21 ・ ・ ・ ・ ・、当該換地処分により取得した土地等をその取得の日から当該期間の末日までの間に措置法第31条の2第2項第16号に規定する住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人に譲渡したとき（当該譲渡に係る土地等が当該住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供される場合に限る。）は、・ ・ ・ ・ ・。 (住宅の床面積等) 31の2-22 措置法第31条の2第2項第16号に規定する住宅又は中高層の耐火共同住宅が二棟以上建設される場合における同号に規定する要件に該当するかどうかの判定については、次による。 (1) 措置法令第20条の2第20項に定める住宅の床面積及び住宅の用に供される土地等の面積要件については、・ ・ ・ ・ ・。 イ ・ ・ ・ ・ ・。 ロ ・ ・ ・ ・ ・。 ハ ・ ・ ・ ・ ・。 (2) 中高層の耐火共同住宅の各独立住居部分の一部が措置法令第20条の2第18項第4号に規定する床面積の要件に該当しない場合には、・ ・ ・ ・ ・。 (併用住宅の場合) 31の2-23 住宅以外の部分の床面積が全体の床面積の2分の1未満である併用住宅は、措置法第31条の2第2項第16号に規定する「住宅」に該当するものとする。したがって、当該「住宅」に該当する併用住宅についての措置法令第20条の2第20項に定める床面積要件及び敷地面積要件の判定は、・ ・ ・ ・ ・。 (床面積の意義) 31の2-24 措置法第31条の2第2項、措置法令第20条の2第18項、同条第20項及び措置法規則第13条の3第1項に規定する床面積は、・ ・ ・ ・ ・。 (土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡) 31の2-25 ・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・	(換地処分後の土地等の譲渡) 31の2-21 ・ ・ ・ ・ ・、当該換地処分により取得した土地等をその取得の日から当該期間の末日までの間に措置法第31条の2第2項第15号に規定する住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人に譲渡したとき（当該譲渡に係る土地等が当該住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供される場合に限る。）は、・ ・ ・ ・ ・。 (住宅の床面積等) 31の2-22 措置法第31条の2第2項第15号に規定する住宅又は中高層の耐火共同住宅が二棟以上建設される場合における同号に規定する要件に該当するかどうかの判定については、次による。 (1) 措置法令第20条の2第18項に定める住宅の床面積及び住宅の用に供される土地等の面積要件については、・ ・ ・ ・ ・。 イ ・ ・ ・ ・ ・。 ロ ・ ・ ・ ・ ・。 ハ ・ ・ ・ ・ ・。 (2) 中高層の耐火共同住宅の各独立住居部分の一部が措置法令第20条の2第16項第4号に規定する床面積の要件に該当しない場合には、・ ・ ・ ・ ・。 (併用住宅の場合) 31の2-23 住宅以外の部分の床面積が全体の床面積の2分の1未満である併用住宅は、措置法第31条の2第2項第15号に規定する「住宅」に該当するものとする。したがって、当該「住宅」に該当する併用住宅についての措置法令第20条の2第18項に定める床面積要件及び敷地面積要件の判定は、・ ・ ・ ・ ・。 (床面積の意義) 31の2-24 措置法第31条の2第2項、措置法令第20条の2第16項、同条第18項及び措置法規則第13条の3第1項に規定する床面積は、・ ・ ・ ・ ・。 (土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡) 31の2-25 ・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・

改 正 後	改 正 前
(2) 同項第9号に規定する建築物の建築をする事業を行う者 (3) 同項第11号、第13号又は第14号に規定する個人又は法人 (4) 同項第15号に規定する個人又は法人	(2) 同項第8号に規定する建築物の建築をする事業を行う者 (3) 同項第10号、第12号又は第13号に規定する個人又は法人 (4) 同項第14号に規定する個人又は法人
〔「確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間」の判定〕 31の2－28 措置法令第20条の2第21項から第23項までの規定により確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間を判定する場合は、措置法第31条の2第2項第11号若しくは第12号に規定する「一団の宅地の造成を行う個人又は法人」、同項第13号若しくは第14号に規定する「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う個人又は法人」又は同項第15号若しくは第16号に規定する「住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人」が措置法規則第13条の3第10項第2号の規定により税務署長に提出した事業概要書等により行うのであるから留意する。したがって、.。 なお、措置法令第20条の2第21項第5号に規定する「住居の用途に供する独立部分が50以上のもの」であるかどうかの判定は、.。 (注) 措置法令第20条の2第22項又は第23項に規定する「確定優良住宅地造成等事業につき開発許可等を受けることができると見込まれる日として所轄税務署長が認定した日」は、一の事業ごとに一定の日を税務署長が判定することになること及び当該認定した日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることができなかった確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人に対する土地等の譲渡については、その全部が措置法第31条の2第2項第11号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなるから、.。	〔「確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間」の判定〕 31の2－28 措置法令第20条の2第19項から第21項までの規定により確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間を判定する場合は、措置法第31条の2第2項第10号若しくは第11号に規定する「一団の宅地の造成を行う個人又は法人」、同項第12号若しくは第13号に規定する「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う個人又は法人」又は同項第14号若しくは第15号に規定する「住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人」が措置法規則第13条の3第10項第2号の規定により税務署長に提出した事業概要書等により行うのであるから留意する。したがって、.。 なお、措置法令第20条の2第19項第5号に規定する「住居の用途に供する独立部分が50以上のもの」であるかどうかの判定は、.。 (注) 措置法令第20条の2第20項又は第21項に規定する「確定優良住宅地造成等事業につき開発許可等を受けることができると見込まれる日として所轄税務署長が認定した日」は、一の事業ごとに一定の日を税務署長が判定することになること及び当該認定した日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることができなかった確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人に対する土地等の譲渡については、その全部が措置法第31条の2第2項第10号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなるから、.。
〔確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類〕 31の2－29、当該譲渡が同項に規定する期間内に同条第2項第11号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなった場合には、同条第5項の規定により同条第3項の規定の適用を受けた者に対して、措置法規則第13条の3第1項第11号から第16号までに掲げる書類（当該書類で既に交付しているものを除く。）を交付しなければならないこととされているが、.。	〔確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類〕 31の2－29、当該譲渡が同項に規定する期間内に同条第2項第10号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなった場合には、同条第5項の規定により同条第3項の規定の適用を受けた者に対して、措置法規則第13条の3第1項第10号から第15号までに掲げる書類（当該書類で既に交付しているものを除く。）を交付しなければならないこととされているが、.。
措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得	措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得

改 正 後	改 正 前
の課税の特例》関係 (生計を一にする親族の居住の用に供している家屋) 31の3－6。 (1)。 (2)。 (3)。 (4)。 (注) 1。 2。 (1) (2) (3) 当該家屋及び当該所有者の31の3－2に定めるその居住の用に供している家屋の <u>登記事項証明書</u> 措置法第32条《短期譲渡所得の課税の特例》関係 (その他これに準ずる関係のある者の範囲) 32－6 措置法令第21条第6項に規定する「その他これに準ずる関係のある者」には、会社以外 の法人で法人税法施行令第4条第2項各号及び第3項《同族関係者の範囲》に規定する特 殊の関係のある者が含まれる。したがって、例えば、株主の1人及びこれと同条に規定する 特殊の関係のある個人又は法人が有する会社以外の法人の出資の金額が当該法人の出資金額 の<u>50%超</u>に相当する場合における当該会社以外の法人はこれに該当する。 措置法第33条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係 (土地等の使用に伴う損失の補償金を対価補償金とみなす場合) 33－26、土地収用法等の規定により収用をし又は取壊し若しくは除去をしなけれ	の課税の特例》関係 (生計を一にする親族の居住の用に供している家屋) 31の3－6。 (1)。 (2)。 (3)。 (4)。 (注) 1。 2。 (1) (2) (3) 当該家屋及び当該所有者の31の3－2に定めるその居住の用に供している家屋の <u>登記簿の謄本</u> 措置法第32条《短期譲渡所得の課税の特例》関係 (その他これに準ずる関係のある者の範囲) 32－6 措置法令第21条第6項に規定する「その他これに準ずる関係のある者」には、会社以外 の法人で法人税法施行令第4条第2項各号及び第3項《同族関係者の範囲》に規定する特 殊の関係のある者が含まれる。したがって、例えば、株主の1人及びこれと同条に規定する 特殊の関係のある個人又は法人が有する会社以外の法人の出資の金額が当該法人の出資金額 の<u>50%以上</u>に相当する場合における当該会社以外の法人はこれに該当する。 措置法第33条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係 (土地等の使用に伴う損失の補償金を対価補償金とみなす場合) 33－26、土地収用法等の規定により収用をし又は取壊し若しくは除去をしなけれ

改 正 後	改 正 前
ばならなくなった場合において交付を受ける当該資産の対価又は損失に対する補償金（措置法令第22条第20項に規定するものに限る。）は、・・・・・・。 （取壊し又は除去をしなければならない資産の損失に対する補償金） 33－28 ・・・・・・、当該資産自体について生ずる損失に対する補償金で措置法令第22条第20項第2号に掲げるものの交付を受けるときに限られることに留意する。 （取壊し等による損失補償金の取扱い） 33－28の2 ・・・・・・、当該資産の対価又は損失に対する補償金（措置法令第22条第20項に規定するものに限る。）を取得するときは、・・・・・・。 （発生資材等の売却代金） 33－29 ・・・・・・又は伐採立竹木の売却代金の額は、措置法令第22条第20項第2号に規定する補償金の額には該当しないのであるから留意する。 （権利変換により借家権を取得しない場合の補償金） 33－31 ・・・・・・。 (1) ・・・・・・ (2) ・・・・・・ (3) 都市再開発法第71条第3項《権利変換を希望しない旨の申出等》の規定による申出の理由が措置法令第22条第11項各号に掲げる場合に準ずるものであることにつき、・・・・・・ (4) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第203条第3項《権利変換を希望しない旨の申出等》の規定による申出の理由が措置法令第22条第14項各号に掲げる場合に準ずるものであることにつき、・・・・・・ （経費補償金等の課税延期） 33－33 ・・・・・・、工事完成後従前の場所に建築する場合等措置法令第22条第17項各号《代替資産の取得期限の特例》に掲げる場合に該当するときは、・・・・・・。 （代替資産の取得の時期） 33－47 ・・・・・・同法第13条の2に規定する経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却を除く。）の適用を受けた資産を除く。）を代替資産として・・・・・・。	ばならなくなった場合において交付を受ける当該資産の対価又は損失に対する補償金（措置法令第22条第19項に規定するものに限る。）は、・・・・・・。 （取壊し又は除去をしなければならない資産の損失に対する補償金） 33－28 ・・・・・・、当該資産自体について生ずる損失に対する補償金で措置法令第22条第19項第2号に掲げるものの交付を受けるときに限られることに留意する。 （取壊し等による損失補償金の取扱い） 33－28の2 ・・・・・・、当該資産の対価又は損失に対する補償金（措置法令第22条第19項に規定するものに限る。）を取得するときは、・・・・・・。 （発生資材等の売却代金） 33－29 ・・・・・・又は伐採立竹木の売却代金の額は、措置法令第22条第19項第2号に規定する補償金の額には該当しないのであるから留意する。 （権利変換により借家権を取得しない場合の補償金） 33－31 ・・・・・・。 (1) ・・・・・・ (2) ・・・・・・ (3) 都市再開発法第71条第3項《権利変換を希望しない旨の申出等》の規定による申出の理由が措置法令第22条第10項各号に掲げる場合に準ずるものであることにつき、・・・・・・ (4) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第203条第3項《権利変換を希望しない旨の申出等》の規定による申出の理由が措置法令第22条第13項各号に掲げる場合に準ずるものであることにつき、・・・・・・ （経費補償金等の課税延期） 33－33 ・・・・・・、工事完成後従前の場所に建築する場合等措置法令第22条第16項各号《代替資産の取得期限の特例》に掲げる場合に該当するときは、・・・・・・。 （代替資産の取得の時期） 33－47 ・・・・・・同法第13条の2に規定する経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却を除く。）の適用を受けた資産を除く。）を代替資産として・・・・・・。

改 正 後	改 正 前
(1)。 (2)。 (代替資産についての特別償却の不適用) 33－48 同法に規定する特別償却（同法第13条第1項に規定する障害者を雇用する場合の機械等の割増償却及び同法第13条の2に規定する経営基盤強化計画を実施する<u>指定中小企業者</u>の機械等の割増償却を除く。）をすることができないことに留意する。 措置法第34条の2《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係 (都市計画法による開発許可を受けて行われる宅地造成事業) 34の2－8。 (1)。 (2)。 イ。 ロ。 ハ。 ニ。 ホ。 (3) 措置法令第22条の8 <u>第8項</u>に定める要件に該当するかどうかを判定する場合には、.。 イ。 ロ。 ハ。 (土地区画整理事業として行われる宅地造成事業) 34の2－9。 (1)。 (2)。	(1)。 (2)。 (代替資産についての特別償却の不適用) 33－48 同法に規定する特別償却（同法第13条第1項に規定する障害者を雇用する場合の機械等の割増償却及び同法第13条の2に規定する経営基盤強化計画を実施する<u>特定組合等の構成員</u>の機械等の割増償却を除く。）をすることができないことに留意する。 措置法第34条の2《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係 (都市計画法による開発許可を受けて行われる宅地造成事業) 34の2－8。 (1)。 (2)。 イ。 ロ。 ハ。 ニ。 ホ。 (3) 措置法令第22条の8 <u>第9項</u>に定める要件に該当するかどうかを判定する場合には、.。 イ。 ロ。 ハ。 (土地区画整理事業として行われる宅地造成事業) 34の2－9。 (1)。 (2)。

改 正 後	改 正 前
(3) ・ ・ ・ ・ ・、その全部が措置法令第22条の8 <u>第9項</u>に規定する面積要件に該当するものでなければならないこと。 (土地区画整理事業として行われる宅地造成事業) 34の2-10 ・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 イ ・ ・ ・ ・ ・。 ロ ・ ・ ・ ・ ・。 ハ ・ ・ ・ ・ ・。 ニ ・ ・ ・ ・ ・。 ホ ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・、その全部が措置法令第22条の8 <u>第10項</u>に規定する床面積要件に該当するものでなければならないことに留意する。 (土地区画整理事業として行う宅地造成事業のための土地等の買取り時期) 34の2-13 ・ ・ ・ ・ ・、当該事業に係る土地区画整理法第4条第1項《<u>施行の認可</u>》、第14条第1項若しくは第3項《<u>設立の認可</u>》又は第51条の2第1項《<u>施行の認可</u>》に規定する認可の申請があった日の属する年の1月1日以後（当該事業の同法第2条第4項《定義》に規定する施行地区内の土地等につき措置法令第22条の8 <u>第6項</u>に規定する仮換地の指定が行われた場合には、・ ・ ・ ・ ・。 (特例の適用対象となる「特定商業集積を構成する施設を設置する事業」の範囲) 34の2-22 措置法第34条の2第2項第12号ロに規定する特定商業集積（特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第3条第1項に規定する特定商業集積をいう。以下この項において同じ。）を構成する施設を設置する事業は、・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・。 措置法第36条の2《相続等により取得した居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係	(3) ・ ・ ・ ・ ・、その全部が措置法令第22条の8 <u>第10項</u>に規定する面積要件に該当するものでなければならないこと。 (土地区画整理事業として行われる宅地造成事業) 34の2-10 ・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 イ ・ ・ ・ ・ ・。 ロ ・ ・ ・ ・ ・。 ハ ・ ・ ・ ・ ・。 ニ ・ ・ ・ ・ ・。 ホ ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・、その全部が措置法令第22条の8 <u>第11項</u>に規定する床面積要件に該当するものでなければならないことに留意する。 (土地区画整理事業として行う宅地造成事業のための土地等の買取り時期) 34の2-13 ・ ・ ・ ・ ・、当該事業に係る土地区画整理法第4条第1項《<u>施行の認可</u>》又は第14条第1項若しくは第3項《<u>設立の認可</u>》に規定する認可の申請があった日の属する年の1月1日以後（当該事業の同法第2条第4項《定義》に規定する施行地区内の土地等につき措置法令第22条の8 <u>第7項</u>に規定する仮換地の指定が行われた場合には、・ ・ ・ ・ ・。 (特例の適用対象となる「特定商業集積を構成する施設を設置する事業」の範囲) 34の2-22 措置法第34条の2第2項第11号ロに規定する特定商業集積（特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第3条第1項に規定する特定商業集積をいう。以下この項において同じ。）を構成する施設を設置する事業は、・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・。 措置法第36条の2《相続等により取得した居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(特例の対象となる譲渡資産であることについての証明) 36の2-27、措置法規則第18条の3第2項に規定する<u>登記事項証明書</u>、.。 (注) 1 2 3、町内会等の居住者名簿、郵便書簡、土地建物の<u>登記事項証明書</u> 措置法第36条の6《特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係 (特例の対象となる譲渡資産であることについての証明) 36の6-11、措置法規則第18条の4第3項に規定する<u>登記事項証明書</u>、.。 (注) 1 2 措置法第37条の3《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》関係 (買換えの特例の適用を受けた資産についての特別償却の不適用) 37の3-3 同法第19条各号に規定する特別償却（同法第13条第1項に規定する障害者を雇用する場合の機械等の割増償却及び同法第13条の2に規定する経営基盤強化計画を実施する<u>指定中小企業者</u>の機械等の割増償却を除く。）をすることはできないことに留意する。 措置法第37条の9の3《承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》関係	(特例の対象となる譲渡資産であることについての証明) 36の2-27、措置法規則第18条の3第2項に規定する<u>登記簿の謄本等</u>、.。 (注) 1 2 3、町内会等の居住者名簿、郵便書簡、土地建物の<u>登記簿の謄本（抄本）</u> 措置法第36条の6《特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係 (特例の対象となる譲渡資産であることについての証明) 36の6-11、措置法規則第18条の4第2項に規定する<u>登記簿の謄本等</u>、.。 (注) 1 2 措置法第37条の3《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》関係 (買換えの特例の適用を受けた資産についての特別償却の不適用) 37の3-3 同法第19条各号に規定する特別償却（同法第13条第1項に規定する障害者を雇用する場合の機械等の割増償却及び同法第13条の2に規定する経営基盤強化計画を実施する<u>特定組合等</u>の<u>構成員</u>の機械等の割増償却を除く。）をすることはできないことに留意する。 措置法第37条の9の3《承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》関係

改正後	改正前
(交換に伴い施行区域外用地を取得した場合) 37の9の3-1、施行区域内用地（独立行政法人都市再生機構が措置法第37条の9の3第1項に規定する施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第12条第12項の用地をいう。以下37の9の3-3において同じ。）と施行区域内用地以外の用地（以下この項において施行区域外用地という。）を取得したときは、.。	(交換に伴い施行区域外用地を取得した場合) 37の9の3-1、施行区域内用地（独立行政法人都市再生機構が措置法第37条の9の3第1項に規定する施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第12条第3項の用地をいう。以下37の9の3-3において同じ。）と施行区域内用地以外の用地（以下この項において施行区域外用地という。）を取得したときは、.。

改 正 後					改 正 前				
別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表					別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表				
1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）					1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）				
譲 渡 の 区 分	添付すべき 証 明 書 類	発 行 者	根拠条項	備 考	譲 渡 の 区 分	添付すべき 証 明 書 類	発 行 者	根拠条項	備 考
①の③ 地方道路公社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、 <u>成田国際空港株式会社</u> 、 <u>東日本高速道路株式会社</u> 、 <u>首都高速道路株式会社</u> 、 <u>中日本高速道路株式会社</u> 、 <u>西日本高速道路株式会社</u> 、 <u>阪神高速道路株式会社</u> 又は本州四国連絡高速道路株式会社に 対する土地等の譲渡で、	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	※ ・ ・ ・ ・ ・	①の③ <u>首都高速道路公団</u> 、 <u>成田国際空港株式会社</u> 、地方道路公社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、 <u>日本道路公団</u> 、 <u>阪神高速道路公団</u> 又は本州四国連絡橋公団に 対する土地等の譲渡で、	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	※ ・ ・ ・ ・ ・
② ・ ・ ・ ・ ・	当該土地等を宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務の用に直接供するために買	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	※ ・ ・ ・ ・ ・ (1) ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ イ ・ ・ ・ ・ ・ ロ ・ ・ ・ ・ ・ ハ ・ ・ ・ ・ ・	② ・ ・ ・ ・ ・	当該土地等を宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務の用に直接供するために買	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	※ ・ ・ ・ ・ ・ (1) ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ イ ・ ・ ・ ・ ・ ロ ・ ・ ・ ・ ・ ハ ・ ・ ・ ・ ・

	い取った旨（※の(3)、(4)又は(5)の法人が買取りをする場合には、当該土地等の買取りをする者が沿道整備推進機構、防災街区整備推進機構又は中心市街地整備推進機構である旨を含む。）を証する書類			
				<u>(3)</u> <u>(4)</u> <u>(5)</u>
⑥	(i) <u>都市再生事業が都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第25条に規定する認定事業である旨を証する書類の写し</u> (ii) <u>都市再生事業が※(1)～(3)に掲げる</u>			※ (1) (2) (3)
⑥	(i) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第25条に規定する認定事業である旨を証する書類 (ii) ※②～⑤に掲げる要件を.....			※ (1) (2) (3)
	い取った旨（※の(3)、(4)、(5)又は(6)の法人が買取りをする場合には、当該土地等の買取りをする者が民間都市開発推進機構、沿道整備推進機構、防災街区整備推進機構又は中心市街地整備推進機構である旨を含む。）を証する書類			(3) <u>民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第14条第2項の規定により国土交通大臣の承認を受けて同項各号に掲げる業務を行う同法第3条第1項に規定する民間都市開発推進機構</u> <u>(4)</u> <u>(5)</u> <u>(6)</u>

[illegible]

に供されるもの(③～⑥までに掲げる譲渡に該当するものを除く。)	(協定に基づき買い取ったものである旨を証する書類)			別措置法第2条第2項に規定する公共施設(道路、公園、広場、下水道、緑地、河川、運河及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設)の整備がされること。					
⑧ ……、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(⑥又は⑦に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	……	……	措置法31条の2 2項8号 措置法規則13条の3 1項8号	※ ……。	⑦ ……、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(⑥に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	……	……	措置法31条の2 2項7号 措置法規則13条の3 1項7号	※ ……。
⑧の2 ……、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション建替事業の用に供されるもの(⑥又は⑦に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	(i) …… (ii) …… (iii) ……	…… …… ……	措置法31条の2 2項8号 措置法令20条の2 7項 措置法規則13条の3 1項8号	※1 ……。 ※2 「一定の建築物」とは、建築基準法第3条第2項(同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により同法第3章 ……。	⑦の2 ……、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション建替事業の用に供されるもの(⑥に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	(i) …… (ii) …… (iii) ……	…… …… ……	措置法31条の2 2項7号 措置法令20条の2 6項 措置法規則13条の3 1項7号	※1 ……。 ※2 「一定の建築物」とは、建築基準法第3条第2項の規定により同法第3章 ……。

改 正 後					改 正 前				
譲 渡 の 区 分	添付すべき 証 明 書 類	発 行 者	根拠条項	備 考	譲 渡 の 区 分	添付すべき 証 明 書 類	発 行 者	根拠条項	備 考
				※3 ※4					※3 ※4
⑨、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(上記⑥、⑦、⑧、⑧の2、下記⑪、⑪の2又は⑬～⑯に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	(i) (ii)		措置法31条の2 2項9号 措置法令20条の2 8項・9項・10項 措置法規則13条の3 1項9号・4項	※1 (1) (2) (3) ※2	⑧、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(上記⑥、⑦、⑦の2、下記⑩、⑩の2又は⑫～⑮に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	(i) (ii)		措置法31条の2 2項8号 措置法令20条の2 7項・8項・9項 措置法規則13条の3 1項8号・4項	※1 (1) (2) (3) ※2
⑩、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(上記⑥～⑨、下記⑪、⑪の2又は⑬～⑯に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	(i) (ii)		措置法31条の2 2項10号 措置法令20条の2 11項 措置法規則13条の3 1項10号・5項	※ (1) (2) (3) (4)	⑨、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(上記⑥～⑧、下記⑩、⑩の2又は⑫～⑮に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	(i) (ii)		措置法31条の2 2項9号 措置法令20条の2 10項 措置法規則13条の3 1項9号・5項	※ (1) (2) (3) (4)
⑪、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地	(i) (ii) (iii)		措置法31条の2 2項11号	※1 ※2 (1)	⑩、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地	(i) (ii) (iii)		措置法31条の2 2項10号	※1 ※2 (1)

の用に供されるもの(①、②、⑥若しくは⑦に掲げる譲渡又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者である同法第51条の9第5項に規定する区画整理会社に対する当該区画整理会社の株主又は社員である個人の有する土地等の譲渡に該当するものを除き、一団の宅地の造成が土地区画整理事業として行われる場合には、下記(11の2)を参照のこと。)	(i)		措置法令 20条の2 13項 措置法規 則13条の 3 1項 11号・6項	(2) イ ロ ※3 ※4	の用に供されるもの(①、②又は⑥に掲げる譲渡に該当するものを除き、一団の宅地の造成が土地区画整理事業として行われる場合には、下記(10の2)を参照のこと。)	(i)		措置法令 20条の2 11項 措置法規 則13条の 3 1項 10号・6項	(2) イ ロ ※3 ※4
(11の2) 上記(11)の一団の宅地の造成が土地区画整理法第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項若しくは第51条の2第1項の認可を受けて・・・	(i) (ii) (iii)		措置法31 条の2 2項11号 措置法令 20条の2 13項 措置法規 則13条の		(10の2) 上記(10)の一団の宅地の造成が土地区画整理法第4条第1項又は第14条第1項若しくは第3項の認可を受けて・・・	(i) (ii) (iii)		措置法31 条の2 2項10号 措置法令 20条の2 11項 措置法規 則13条の	

改 正 後					改 正 前				
譲 渡 の 区 分	添付すべき 証 明 書 類	発 行 者	根拠条項	備 考	譲 渡 の 区 分	添付すべき 証 明 書 類	発 行 者	根拠条項	備 考
・ ・ (i) ・ ・ ・ ・ ・ (ii) ・ ・ ・ ・ ・ (iii) ・ ・ ・ ・ ・			3 1 項 11号		(i) ・ ・ ・ ・ ・ (ii) ・ ・ ・ ・ ・ (iii) ・ ・ ・ ・ ・			3 1 項 10号	
⑫ ・ ・ ・ ・ ・、当該 譲渡に係る土地等 が当該一団の宅地 の用に供されるも の（上記①、②又は ⑩に掲げる譲渡に 該当するものを除 く。）	(i) ・ ・ ・ ・ ・ (ii) ・ ・ ・ ・ ・ (iii) ・ ・ ・ ・ ・ (iv) ・ ・ ・ ・ ・ (v) ・ ・ ・ ・ ・ (vi) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・	措置法31 条の2 2項12号 措置法令 20条の2 14項 措置法規 則13条の 3 1 項 12号・2項	※1 ・ ・ ・ ・ ・ (注) ・ ・ ・ ・ ・ (1) ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ ※2 ・ ・ ・ ・ ・ ※3 ・ ・ ・ ・ ・	⑪ ・ ・ ・ ・ ・、当該 譲渡に係る土地等 が当該一団の宅地 の用に供されるも の（上記①、②又は ⑩に掲げる譲渡に 該当するものを除 く。）	(i) ・ ・ ・ ・ ・ (ii) ・ ・ ・ ・ ・ (iii) ・ ・ ・ ・ ・ (iv) ・ ・ ・ ・ ・ (v) ・ ・ ・ ・ ・ (vi) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・	措置法31 条の2 2項11号 措置法令 20条の2 12項 措置法規 則13条の 3 1 項 11号・2項	※1 ・ ・ ・ ・ ・ (注) ・ ・ ・ ・ ・ (1) ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ ※2 ・ ・ ・ ・ ・ ※3 ・ ・ ・ ・ ・
⑬ ・ ・ ・ ・ ・、当該 譲渡に係る土地等 が当該一団の宅地 の用に供されるも の（上記⑥、⑦又は ⑩に掲げる譲渡に 該当するものを除 く。） (i) ・ ・ ・ ・ ・ (ii) ・ ・ ・ ・ ・	(i) ・ ・ ・ ・ ・ (ii) ・ ・ ・ ・ ・ (iii) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法31 条の2 2項13号 措置法令 20条の2 15項 措置法規 則13条の 3 1 項 13号	※ ・ ・ ・ ・ ・	⑫ ・ ・ ・ ・ ・、当該 譲渡に係る土地等 が当該一団の宅地 の用に供されるも の（上記⑥又は⑩に 掲げる譲渡に該当 するものを除く。） (i) ・ ・ ・ ・ ・ (ii) ・ ・ ・ ・ ・	(i) ・ ・ ・ ・ ・ (ii) ・ ・ ・ ・ ・ (iii) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法31 条の2 2項12号 措置法令 20条の2 13項 措置法規 則13条の 3 1 項 12号	※ ・ ・ ・ ・ ・
⑭ ・ ・ ・ ・ ・、当該	(i) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	措置法31	※1 ・ ・ ・ ・ ・	⑬ ・ ・ ・ ・ ・、当該	(i) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	措置法31	※1 ・ ・ ・ ・ ・

譲渡に係る土地等 が当該一団の宅地 の用に供されるも の（上記⑥、⑦若し くは <u>⑪の②</u> ）に掲げ る譲渡又は土地区 画整理法による土 地区画整理事業の 施行者である同法 第51条の9第5項 に規定する区画整 理会社に対する当 該区画整理会社の 株主又は社員であ る個人の有する土 地等の譲渡に該当 するものを除き、一 団の宅地の造成が 土地区画整理法に よる土地区画整理 事業として行われ る場合には、下記 <u>⑭の②</u> を参照のこ と。） (i) ・ ・ ・ ・ ・ (ii) ・ ・ ・ ・ ・ (iii) ・ ・ ・ ・ ・	(i) ・ ・ ・ ・ ・ (ii) ・ ・ ・ ・ ・ (iii) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	条の2 2項 <u>14号</u> 措置法令 20条の2 <u>16項・17</u> 項 措置法規 則13条の 3 1項 <u>14号・2項</u>	※2 上記 <u>⑪</u> の※ 4と同様であ る。 ※3 ・ ・ ・ ・ ・ (1) ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ (3) ・ ・ ・ ・ ・ (4) ・ ・ ・ ・ ・ ※4 ・ ・ ・ ・ ・	譲渡に係る土地等 が当該一団の宅地 の用に供されるも の（上記⑥又は <u>⑩の②</u> ）に掲げる譲 渡に該当するもの を除き、一団の宅地 の造成が土地区画 整理法による土地 区画整理事業とし て行われる場合に は、下記 <u>⑬の②</u> を参 照のこと。） (i) ・ ・ ・ ・ ・ (ii) ・ ・ ・ ・ ・ (iii) ・ ・ ・ ・ ・	(i) ・ ・ ・ ・ ・ (ii) ・ ・ ・ ・ ・ (iii) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	条の2 2項 <u>13号</u> 措置法令 20条の2 <u>14項・15</u> 項 措置法規 則13条の 3 1項 <u>13号・2項</u>	※2 上記 <u>⑩</u> の※ 4と同様であ る。 ※3 ・ ・ ・ ・ ・ (1) ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ (3) ・ ・ ・ ・ ・ (4) ・ ・ ・ ・ ・ ※4 ・ ・ ・ ・ ・
<u>⑭の②</u> 上記 <u>⑭</u> の住	(i) 上記 <u>⑭</u> の	・ ・ ・ ・ ・	措置法31		<u>⑬の②</u> 上記 <u>⑬</u> の住	(i) 上記 <u>⑬</u> の	・ ・ ・ ・ ・	措置法31	

改 正 後					改 正 前				
譲 渡 の 区 分	添付すべき 証 明 書 類	発 行 者	根拠条項	備 考	譲 渡 の 区 分	添付すべき 証 明 書 類	発 行 者	根拠条項	備 考
宅建設の用に供される一団の宅地の造成が・・・・・・ (イ)・・・・・・ (ロ)・・・・・・	(イ)の書類 (ロ) 上記⑭の (ハ)の書類 (ニ) 上記⑭の (ホ)の内容に加えて、・・・・ (ヘ) 土地区画整理法第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項又は第51条の2第1項の規定による認可をしたことを証する書類の写し	・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・	条の2 2項14号 措置法令 20条の2 16項・17項 措置法規則13条の3 1項 14号		宅建設の用に供される一団の宅地の造成が・・・・・・ (イ)・・・・・・ (ロ)・・・・・・	(イ)の書類 (ロ) 上記⑬の (ハ)の書類 (ニ) 上記⑬の (ホ)の内容に加えて、・・・・ (ヘ) 土地区画整理法第4条第1項又は第14条第1項若しくは第3項の規定による認可をしたことを証する書類の写し	・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・	条の2 2項13号 措置法令 20条の2 14項・15項 措置法規則13条の3 1項 13号	
⑮・・・・・・、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの(⑥～⑧の2)、⑩、⑪の2又は⑬～⑭の2に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	(イ)・・・・・・ (ロ)・・・・・・ (ハ)・・・・・・ (ニ)・・・・・・	・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・	措置法31条の2 2項15号 措置法令 20条の2 18項・19項 措置法規則13条の3 1項	※1・・・・・・。 ※2 上記⑩の※4と同様である。 ※3・・・・・・。 (1)・・・・・・ (2)・・・・・・ (3)・・・・・・ ※4・・・・・・。	⑭・・・・・・、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの(⑥、⑦、⑦の2)、⑩、⑩の2又は⑫～⑬の2に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	(イ)・・・・・・ (ロ)・・・・・・ (ハ)・・・・・・ (ニ)・・・・・・	・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・	措置法31条の2 2項14号 措置法令 20条の2 16項・17項 措置法規則13条の3 1項	※1・・・・・・。 ※2 上記⑩の※4と同様である。 ※3・・・・・・。 (1)・・・・・・ (2)・・・・・・ (3)・・・・・・ ※4・・・・・・。

(i) (p) A B C D E (h) (-)			15号・2 項・7項		
⑩、当該 譲渡をした土地等 につき仮換地の指 定がされた土地等 が当該住宅又は中 高層の耐火共同住 宅の用に供される もの（上記⑥～ ⑧の2）、⑩、⑪の2 又は⑬～⑮に掲げ る譲渡に該当する ものを除く。） (i) A B (p) A	(i) (p) (h) (-) 土地区画整理 法第98条第5 項又は第6項 の規定によ り		措置法31 条の2 2項16号 措置法令 20条の2 20項 措置法規 則13条の 3 1項 16号	※ 「個人」又は 「法人」は、上 記⑩の※1又は ※2と同様であ る。	
(i) A B (p) A					

(i) (p) A B C D E (h) (-)			14号・2 項・7項		
⑪、当該 譲渡をした土地等 につき仮換地の指 定がされた土地等 が当該住宅又は中 高層の耐火共同住 宅の用に供される もの（上記⑥、⑦、 ⑦の2）、⑩、⑩の2 又は⑫～⑭に掲げ る譲渡に該当する ものを除く。） (i) A B (p) A	(i) (p) (h) (-) 土地区画整理 法第98条第4 項又は第5項 の規定によ り		措置法31 条の2 2項15号 措置法令 20条の2 18項 措置法規 則13条の 3 1項 15号	※ 「個人」又は 「法人」は、上 記⑪の※1又は ※2と同様であ る。	
(i) A B (p) A					

改 正 後					改 正 前				
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考	譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考
B 上記⑬の(ロ) のB～Eの要 件を満たすも のであること。 (ハ) ……。					B 上記⑭の(ロ) のB～Eの要 件を満たすも のであること。 (ハ) ……。				

2 確定優良住宅地等予定地のための譲渡（措置法第31条の2第3項関係）

(イ) 確定優良住宅地等予定地の対象となる譲渡

区 分	添付すべき証明書類	発行者	備 考
① 特例期間 （譲渡の日か ら2年を経過 する日の属す る年の12月31 日までの期間 をいう。以下 同じ。）内に表 の1の⑪、⑬、 ⑭又は⑮に掲 げる譲渡に該 当することと なることが確 実と認められ るもの	(イ) …… A …… B …… (ロ) …… A ……。 B 一団の宅地の造成又は一団の 住宅若しくは中高層の耐火共同 住宅の建設が表の1の⑪、⑬若 しくは⑭の造成又は⑮の建設に 該当することとなると見込まれ ること。 (ハ) …… (ニ) ……、表の1の⑪、⑬若 しくは⑭の一団の宅地又は⑮の一 団の住宅若しくは中高層の耐火共 同住宅の用に供することを約する 書類	…… …… …… …… ……	※ ……

2 確定優良住宅地等予定地のための譲渡（措置法第31条の2第3項関係）

(イ) 確定優良住宅地等予定地の対象となる譲渡

区 分	添付すべき証明書類	発行者	備 考
① 特例期間 （譲渡の日か ら2年を経過 する日の属す る年の12月31 日までの期間 をいう。以下 同じ。）内に表 の1の⑩、⑫、 ⑬又は⑭に掲 げる譲渡に該 当することと なることが確 実と認められ るもの	(イ) …… A …… B …… (ロ) …… A ……。 B 一団の宅地の造成又は一団の 住宅若しくは中高層の耐火共同 住宅の建設が表の1の⑩、⑫若 しくは⑬の造成又は⑭の建設に 該当することとなると見込まれ ること。 (ハ) …… (ニ) ……、表の1の⑩、⑫若 しくは⑬の一団の宅地又は⑭の一 団の住宅若しくは中高層の耐火共 同住宅の用に供することを約する 書類	…… …… …… …… ……	※ ……

② 特例期間内に表の1の<u>11の2</u>又は<u>14の2</u>に掲げる譲渡に該当することとなることが確実と認められるもの	(i) A B (ii) A。 B 一団の宅地の造成が表の1の<u>11の2</u>又は<u>14の2</u>の造成に該当することとなると見込まれること。 (h) (i)、表の1の<u>11の2</u>、<u>14の2</u>の一団の宅地の用に供することを約する書類		※
③ 特例期間内に表の1の<u>12</u>に掲げる譲渡に該当することとなることが確実と認められるもの	(i) A B (ii) A。 B。 (h) (i)、表の1の<u>12</u>の一団の宅地の用に供することを約する書類		
④ 特例期間内に表の1の<u>16</u>に掲げる譲渡	(i) (ii)、表の1の<u>16</u>の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用又		

② 特例期間内に表の1の<u>10の2</u>又は<u>13の2</u>に掲げる譲渡に該当することとなることが確実と認められるもの	(i) A B (ii) A。 B 一団の宅地の造成が表の1の<u>10の2</u>又は<u>13の2</u>の造成に該当することとなると見込まれること。 (h) (i)、表の1の<u>10の2</u>、<u>13の2</u>の一団の宅地の用に供することを約する書類		※
③ 特例期間内に表の1の<u>11</u>に掲げる譲渡に該当することとなることが確実と認められるもの	(i) A B (ii) A。 B。 (h) (i)、表の1の<u>11</u>の一団の宅地の用に供することを約する書類		
④ 特例期間内に表の1の<u>15</u>に掲げる譲渡	(i) (ii)、表の1の<u>15</u>の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用又		

改 正 後				改 正 前					
区 分		添 付 す べ き 証 明 書 類	発 行 者	備 考	区 分		添 付 す べ き 証 明 書 類	発 行 者	備 考
に該当することとなること が確実に認められるもの		は中高層の耐火共同住宅の用に供 することを約する書類 (h) 当該譲渡に係る土地等につき土 地区画整理法第98条第5項又は第 6項の規定により通知（同法第99 条第2項の規定による通知を含 む。）を受けた文書の写し			に該当することとなること が確実に認められるもの		は中高層の耐火共同住宅の用に供 することを約する書類 (h) 当該譲渡に係る土地等につき土 地区画整理法第98条第4項又は第 5項の規定により通知（同法第99 条第2項の規定による通知を含 む。）を受けた文書の写し		

(2) 特例期間の延長が認められる場合

区 分		特例期間の延長が 認められる事情	特例期間の延長期間	延長承認の手續
表の1の⑪の譲渡	① 表の1 の⑪の造 成に関す る.....			。 (i) A B C D
	②			
	③ 表の1 の⑪の造 成に関す る.....			(ii) A B
表の1の⑪の②の	④ 表の1の⑪の②の 造成に関 する事業 のうち、...	当該事業に係る土地 区画整理法第4条第1 項、第14条第1項若し くは第3項又は第51条 の2第1項の規定によ る認可を受けるために		。 (i) A B C D

(2) 特例期間の延長が認められる場合

区 分		特例期間の延長が 認められる事情	特例期間の延長期間	延長承認の手續
表の1の⑩の譲渡	① 表の1 の⑩の造 成に関す る.....			。 (i) A B C D
	②			
	③ 表の1 の⑩の造 成に関す る.....			(ii) A B
表の1の⑩の②の	④ 表の1の⑩の②の 造成に関 する事業 のうち、...	当該事業に係る土地 区画整理法第4条第1 項又は第14条第1項若 しくは第3項の規定に よる認可を受けるた めに要する期間が通常2		。 (i) A B C D

譲渡		要する期間が通常2年を超えると見込まれることにより、.....		(p) A 土地区画整理法第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項又は第51条の2第1項に規定する認可の申請書に準じて作成した書類 B
	⑤			
	⑥ 表の1の⑪の2の造成に関する事業で、.....			
表の1の⑫の譲渡	⑦ 表の1の⑫の造成に関する事業			。 (i) A B C D (p) A B C
	⑧			
	⑨ 表の1の⑫の造成に関する事業で、.....			

譲渡 ・ ・ ・ ・ ・		年を超えると見込まれることにより、.....	D (p) A 土地区画整理法第4条第1項又は第14条第1項若しくは第3項に規定する認可の申請書に準じて作成した書類 B
	⑤		
	⑥ 表の1の⑩の2の造成に関する事業で、		
表の1の⑪の譲渡 ・ ・ ・ ・ ・	⑦ 表の1の⑪の造成に関する事業		。 (f) A B C D (p) A B C
	⑧		
	⑨ 表の1の⑪の造成に関する事業で、		

改 正 後					改 正 前				
区 分		特例期間の延長が認められる事情	特例期間の延長期間	延長承認の手続	区 分		特例期間の延長が認められる事情	特例期間の延長期間	延長承認の手続
表の1の⑬の譲渡・・・	⑩ 表の1の⑬の造成に関する事業のうち、・・・	・・・	・・・	・・・・。 (i) ・・・・ A ・・・・ B ・・・・ C ・・・・ D ・・・・	表の1の⑫の譲渡・・・	⑩ 表の1の⑫の造成に関する事業のうち、・・・	・・・	・・・	・・・・。 (i) ・・・・ A ・・・・ B ・・・・ C ・・・・ D ・・・・
	⑪ ・・・	・・・	・・・	(ii) ・・・・		⑪ ・・・	・・・	・・・	(ii) ・・・・
	⑫ 表の1の⑬の造成に関する事業で、・・・	・・・	・・・	A ・・・・ B ・・・・		⑫ 表の1の⑫の造成に関する事業で、・・・	・・・	・・・	A ・・・・ B ・・・・
表の1の⑭の譲渡・・・	⑬ 表の1の⑭の造成に関する事業	・・・	・・・	・・・・。 (i) ・・・・ A ・・・・ B ・・・・ C ・・・・ D ・・・・ (ii) ・・・・ A ・・・・ B ・・・・	表の1の⑬の譲渡・・・	⑬ 表の1の⑬の造成に関する事業	・・・	・・・	・・・・。 (i) ・・・・ A ・・・・ B ・・・・ C ・・・・ D ・・・・ (ii) ・・・・ A ・・・・ B ・・・・
	⑭ 表の1の⑭の2の造成に関する事業のうち、・・・	当該事業に係る土地 区画整理法第4条第1 項、第14条第1項若し くは第3項又は第51条 の2第1項の規定によ	・・・	・・・・。 (i) ・・・・ A ・・・・ B ・・・・ C ・・・・		⑭ 表の1の⑬の2の造成に関する事業のうち、・・・	当該事業に係る土地 区画整理法第4条第1 項若しくは第14条第1 項の規定による認可を 受けるために・・・	・・・	・・・・。 (i) ・・・・ A ・・・・ B ・・・・ C ・・・・

の譲渡 ・ ・ ・ ・ ・	・・・	る認可を受けるために ・ ・ ・ ・ ・		D ・ ・ ・ ・ ・ (a) ・ ・ ・ ・ ・
	⑮ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・
	⑯ 表の1の ⑭の2)の 造成に関 する事業 で、・・・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	
表の1の⑮の譲渡 ・ ・ ・ ・ ・	⑰ 表の1 の⑮の建 設に関す る事業の うち、・・ ・・・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・。 (i) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ C ・ ・ ・ ・ ・ D ・ ・ ・ ・ ・ (a) ・ ・ ・ ・ ・
	⑱ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・
	⑲ 表の1 の⑮の造 成に関す る事業で、 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	
表の1の⑯の譲渡 ・ ・ ・ ・ ・	⑳ 表の1 の⑯の建 設に関す る事業	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・。 (i) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ C ・ ・ ・ ・ ・ D ・ ・ ・ ・ ・

の譲渡 ・ ・ ・ ・ ・	・・・			D ・ ・ ・ ・ ・ (a) ・ ・ ・ ・ ・
	⑮ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・
	⑯ 表の1の ⑬の2)の 造成に関 する事業 で、・・・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	
表の1の⑭の譲渡 ・ ・ ・ ・ ・	⑰ 表の1 の⑭の建 設に関す る事業の うち、・・ ・・・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・。 (i) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ C ・ ・ ・ ・ ・ D ・ ・ ・ ・ ・ (a) ・ ・ ・ ・ ・
	⑱ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・
	⑲ 表の1 の⑭の造 成に関す る事業で、 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	
表の1の⑮の譲渡 ・ ・ ・ ・ ・	⑳ 表の1 の⑮の建 設に関す る事業	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・。 (i) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ C ・ ・ ・ ・ ・ D ・ ・ ・ ・ ・

改 正 後					改 正 前				
区 分		特例期間の延長が認められる事情	特例期間の延長期間	延長承認の手続	区 分		特例期間の延長が認められる事情	特例期間の延長期間	延長承認の手続
・				(a)	・				(a)
・				A	・				A
・				B	・				B
・					・				

改 正 後					
別表2					
収用証明書の区分一覧表					
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	
・ ・ ・ ・ ・ ・	⑬ ・独立行政 法人鉄道建 設・運輸施 設整備支援 機構が設置 する鉄道の 用又は・・ ・・	・・・・・	・・・・・	※1 ・・・・・ ※2 ・・・・・	
・ ・ ・ ・ ・ ・	③③ ・・・・・ を供給する 能力を有す るもの（第 34号の1の 一部）	・・・・・	・・・・・	※ ・・・・・ (1) ・・・・・ (2) ・・・・・	
・ ・ ・ ・ ・ ・	③⑦ 水防法第28 条《公用負担》 の規定に基づい	・・・・・	・・・・・		

改 正 前					
別表2					
収用証明書の区分一覧表					
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	
・ ・ ・ ・ ・ ・	⑬ ・独立行政 法人鉄道建 設・運輸施 設整備支援 機構若しく は本州四国 連絡橋公団 が設置する 鉄道の用又 は・・・・・	・・・・・	・・・・・	※1 ・・・・・ ※2 ・・・・・	
・ ・ ・ ・ ・ ・	③③ ・・・・・ を供給する 能力を有す るもの（第 34号の2の 一部）	・・・・・	・・・・・	※ ・・・・・ (1) ・・・・・ (2) ・・・・・	
・ ・ ・ ・ ・ ・	③⑦ 水防法第21 条《公用負担》 の規定に基づい	・・・・・	・・・・・		

て.....				
④⑥	(イ) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第2条第5項《定義》に規定する工業団地造成事業	(イ) (ロ)		※
⑤①	(イ) (ロ) (ハ)、措置法令第22条第11項各号のいずれかに該当する旨及び同項に規定する審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決のあった旨の証明			

て.....				
④⑥	(イ) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第2条第6項《定義》に規定する工業団地造成事業	(イ) (ロ)		※
⑤①	(イ) (ロ) (ハ)、措置法令第22条第10項各号のいずれかに該当する旨及び同項に規定する審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決のあった旨の証明			

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⑤1の② (i) (p) (n)	、措置法令第22条第14項各号のいずれか（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第203条第1項の申出をした者が同法第202条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、措置法令第22条第14項第1号に限る。）に該当する旨及び同項に規定する審査委員の同意又は防災街区整備審査会の議決のあった旨の証明				⑤1の② (i) (p) (n)	、措置法令第22条第13項各号のいずれか（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第203条第1項の申出をした者が同法第202条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、措置法令第22条第13項第1号に限る。）に該当する旨及び同項に規定する審査委員の同意又は防災街区整備審査会の議決のあった旨の証明			

改 正 後

改 正 前

別表3

特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
-----	-----	-------	------	-----



④ 文化財保護法第27条第1項《指定》の規定により重要文化財として指定された土地、同法第109条第1項《指定》の規定により史跡、.....				※
---	-------	-------	-------	---------



--	--	--	--	--

別表3

特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
-----	-----	-------	------	-----



④ 文化財保護法第27条第1項《指定》の規定により重要文化財として指定された土地、同法第69条第1項《指定》の規定により史跡、.....				※
--	-------	-------	-------	---------



--	--	--	--	--

改 正 後					改 正 前				
別表 4 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表					別表 4 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
(廃止)					(2の5)			措置法34 条の2 2項2号 措置法規 則17条の 2 1項 2号ホ	
(3の2) (i) (v) (n)	(i) (v) (n)			※ 土地区画整 理法による土地 区画整理事業 に係る同法第4 条第1項、第14 条第1項若しく は第3項又は第 51条の2第1項 に規定する認可 の申請が、同日以後 その最初に行わ れた当該指定の 効力発生の日	(3の2) (i) (v) (n)	(i) (v) (n)			※ 土地区画整 理法による土地 区画整理事業 に係る同法第4 条第1項又は第 14条第1項若 しくは第3項に 規定する認可の 申請が、同日以後 その最初に行わ れた当該指定の 効力発生の日 の前日までの

				の前日までの間)に買い取られる場合(当該土地区画整理事業(その施行者が同法第51条の9第5項に規定する区画整理会社であるものに限る。)の施行に伴い、当該区画整理会社の株主又は社員である者の有する土地等が当該区画整理会社に買い取られる場合を除く。)に限り、この特例の適用がある。					間)に買い取られる場合に限る、この特例の適用がある。
④ ・・・・、地方住宅供給公社、地方道路公社又は独立行政法人都市再生機構に買い取られる場合					④ ・・・・、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人都市再生機構又は独立行政法人中小企業基盤整備				

[illegible]

	る書類 B 当該土地等の買取りをする者が景 観 法 第92条第1項に規定する景観整備機構である場合 当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨及び当該土地等の買取りをする者が当該景観整備機構である旨を証する書類	当該景観整備機構を景観法第92条第1項の規定により指定した景観行政団体の長		
⑪ (f) (v) (h)	(f) (v) A B C		措置法34条の2 2項11号 措置法規則17条の	※1 (1) (2) ※2 ※3

⑩ (f) (v) (h)	(f) (v) A B C		措置法34条の2 2項10号 措置法規則17条の	※1 (1) (2) ※2 ※3

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
	(A) …… (B) ……	…… ……	2 1 項 13号			(A) …… (B) ……	…… ……	2 1 項 12号	
⑫ …… (i) ……。 (ii) ……。 (iii) ……。 A …… B …… C …… (iv) ……。 (v) ……	(i) …… (ii) ……	…… ……	措置法34 条の2 2 項12号 イ 措置法規 則17条の 2 1 項 14号	※1 ……。 (1) …… イ ……。 ロ ……。 ハ ……。 (2) …… イ ……。 ロ ……。 ※2 ……。 ※3 ……。 (1) ……。 (2) ……。 (3) ……。	⑪ …… (i) ……。 (ii) ……。 (iii) ……。 A …… B …… C …… (iv) ……。 (v) ……	(i) …… (ii) ……	…… ……	措置法34 条の2 2 項11号 イ 措置法規 則17条の 2 1 項 13号	※1 ……。 (1) …… イ ……。 ロ ……。 ハ ……。 (2) …… イ ……。 ロ ……。 ※2 ……。 ※3 ……。 (1) ……。 (2) ……。 (3) ……。
⑫の2 …… (i) ……。 (ii) ……。 (iii) ……。	(i) …… (ii) …… (iii) ……	…… …… ……	措置法34 条の2 2 項12号 ロ 措置法規 則17条の 2 1 項 15号	※1 ……。 (1) …… イ ……。 ロ ……。 ハ ……。 (2) …… イ ……。 ロ ……。 ※2 ……。 (1) ……。 (2) ……。	⑪の2 …… (i) ……。 (ii) ……。 (iii) ……。	(i) …… (ii) …… (iii) ……	…… …… ……	措置法34 条の2 2 項11号 ロ 措置法規 則17条の 2 1 項 14号	※1 ……。 (1) …… イ ……。 ロ ……。 ハ ……。 (2) …… イ ……。 ロ ……。 ※2 ……。 (1) ……。 (2) ……。

<u>12の3</u> (i) (ii) (iii) (iv) A B C (j) 	(i) (ii) 		措置法34 条の2 2 項 <u>12号</u> ハ 措置法規 則17条の 2 1 項 <u>16号</u>	※1 (1) イ ロ ハ (2) イ ロ ※2 (1) (2)
<u>12の4</u> (i) (ii) A B C (ii) 	(i) (ii) 		措置法34 条の2 2 項 <u>12号</u> ニ 措置法規 則17条の 2 1 項 <u>17号</u>	※1 (1) イ ロ ハ (2) イ ロ ※2 (1) イ ロ (2) (3) (4)
<u>13</u> (i) 農業協同組合法	(i) (ii) 		措置法34 条の2	※ (1)

<u>11の3</u> (i) (ii) (iii) (iv) A B C (j) 	(i) (ii) 		措置法34 条の2 2 項 <u>11号</u> ハ 措置法規 則17条の 2 1 項 <u>15号</u>	※1 (1) イ ロ ハ (2) イ ロ ※2 (1) (2)
<u>11の4</u> (i) (ii) A B C (ii) 	(i) (ii) 		措置法34 条の2 2 項 <u>11号</u> ニ 措置法規 則17条の 2 1 項 <u>16号</u>	※1 (1) イ ロ ハ (2) イ ロ ※2 (1) イ ロ (2) (3) (4)
<u>12</u> (i) 農業協同組合法	(i) (ii) 		措置法34 条の2	※ (1)

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
第11条の29《宅地等供給事業実施規定》に規定する…………… (v) ……………			2項13号 措置法規則17条の2 1項18号	(2) ……………。	第11条の14《宅地等供給事業実施規定》に規定する…………… (v) ……………			2項12号 措置法規則17条の2 1項17号	(2) ……………。
⑭ …………… (i) ……………。 (v) ……………。	(i) …………… (v) ……………	…………… ……………	措置法34条の2 2項14号 措置法規則17条の2 1項19号	※ ……………。 (1) …………… (2) …………… イ ……………。 ロ ……………。	⑬ …………… (i) ……………。 (v) ……………。	(i) …………… (v) ……………	…………… ……………	措置法34条の2 2項13号 措置法規則17条の2 1項18号	※ ……………。 (1) …………… (2) …………… イ ……………。 ロ ……………。
⑮ ……………	(i) …………… (v) ……………	…………… ……………	措置法34条の2 2項15号 措置法規則17条の2 1項20号		⑭ ……………	(i) …………… (v) ……………	…………… ……………	措置法34条の2 2項14号 措置法規則17条の2 1項19号	
⑯ ……………、地方住宅供給公社、地方道路公社又は独立行政法人都市再生機構に買い取られる場合	……………	……………	措置法34条の2 2項16号 措置法規則17条の2 1項21号		⑮ ……………、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人都市再生機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構に買い取られ	……………	……………	措置法34条の2 2項15号 措置法規則17条の2 1項20号	

⑰			措置法34 条の2 2項17号 措置法規 則17条の 2 1項 22号	
(廃止)				
(廃止)				

る場合				
⑰			措置法34 条の2 2項16号 措置法規 則17条の 2 1項 21号	
⑰ 日本道路公団法 第19条第1項第5 号《業務の範囲》に 規定する施設の用 に供するために土 地等が日本道路公 団に買い取られる 場合	当該土地等を 日本道路公団法 第19条第1項第 5号に規定する 施設の用に供す るために買い取 ったものである 旨を証する書類	日本道路公 団総裁	措置法34 条の2 2項17号 措置法規 則17条の 2 1項 22号	
⑱ 民間都市開発の 推進に関する特別 措置法附則第14条 第2項第4号に規 定する道路となる べき区域内の次の 要件を満たす土地 等が、同項の規定 により国土交通大 臣の承認を受けて 同号に掲げる業務 を行う同法第3条	(イ) 当該土地等 を買い取った 者が民間都市 開発推進機構 である旨を証 する書類 (ロ) 当該土地等 について行わ れる道路の整 備に関する事 業につき都市 計画法第59条	国土交通大 臣 国土交通大 臣	措置法34 条の2 2項18号 措置法規 則17条の 2 1項 23号	

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
					<u>第1項に規定する民間都市開発推進機構に買い取られる場合</u> <u>(i) 法第34条の2第2項第18号に規定する道路の用に供するために当該土地等を同号に規定する民間都市開発推進機構による当該買取りの日から5年以内に取得することにつき当該道路を管理すべき者の同意があること。</u> <u>(ii) 当該土地等について行われる法第34条の2第2項第18号に規定する道路の整備に関する事業につき都市計画法第59条の認可がされていないこと。</u>	<u>の認可がされていない旨を証する書類</u> <u>(ii) 当該道路の用に供するために当該道路を管理すべき者が当該土地等を機構による当該買取りの日から5年以内に取得することにつき当該道路を管理すべき者の同意がある旨を証する書類</u>	国土交通大臣		

⑮		(i) (p)		措置法34 条の2 2項18号 措置法規 則17条の 2 1項 23号	※
⑯				措置法34 条の2 2項19号 措置法規 則17条の 2 1項 24号イ	
⑯の2				措置法34 条の2 2項19号 措置法規 則17条の 2 1項 24号ロ	※
⑰	 (i) (p) A B C D	(i) A B (p)		措置法34 条の2 2項20号 措置法規 則17条の 2 1項 25号	※1 ※2

⑱		(i) (p)		措置法34 条の2 2項19号 措置法規 則17条の 2 1項 24号	※
⑳				措置法34 条の2 2項20号 措置法規 則17条の 2 1項 25号イ	
⑳の2				措置法34 条の2 2項20号 措置法規 則17条の 2 1項 25号ロ	※
㉑	 (i) (p) A B C D	(i) A B (p)		措置法34 条の2 2項21号 措置法規 則17条の 2 1項 26号	※1 ※2

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
E (h) (i) (k) (v)				※3 ※4 ※5 ※6 ※7 ※8	E (h) (i) (k) (v)				※3 ※4 ※5 ※6 ※7 ※8
②①	(i) (v) A B		措置法34 条の2 2項 <u>21号</u> 措置法規 則17条の 2 1項 <u>26号</u>	※、 措置法34条の 2第2項 <u>第21号</u> のマンション建 替事業の施行 者がその該当す ることにつきマ ンション建替法 第37条第1項 又は第53条第 1項の審査委員 の過半数の確認 を得た場合とす る。 (1) (2)	②②	(i) (v) A B		措置法34 条の2 2項 <u>22号</u> 措置法規 則17条の 2 1項 <u>27号</u>	※、 措置法34条の 2第2項 <u>第22号</u> のマンション建 替事業の施行 者がその該当す ることにつきマ ンション建替法 第37条第1項 又は第53条第 1項の審査委員 の過半数の確認 を得た場合とす る。 (1) (2)
②②	 (i) (v)		措置法34 条の2 2項 <u>22号</u>	※ (1) 文化財保 護法 <u>第109条</u>	②③	 (i) (v)		措置法34 条の2 2項 <u>23号</u>	※ (1) 文化財保 護法 <u>第69条</u>

	A B		措置法規 則17条の 2 1項 27号	第1項《指 定》の規定に より. (2)
㉓	(i) (ii)		措置法34 条の2 2項23号 措置法規 則17条の 2 1項 28号	
㉔	(i) (ii)		措置法34 条の2 2項24号 措置法規 則17条の 2 1項 29号	※。

	A B		措置法規 則17条の 2 1項 28号	第1項《指 定》の規定に より. (2)
㉔	(i) (ii)		措置法34 条の2 2項24号 措置法規 則17条の 2 1項 29号	
㉕	(i) (ii)		措置法34 条の2 2項25号 措置法規 則17条の 2 1項 30号	※。

改 正 後					改 正 前				
別表5 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表					別表5 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⑦ 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある土地等(※)を農業経営基盤強化促進法第27条の3第1項に規定する勧告に係る協議により同条第2項に規定する特定農業法人で当該勧告を行った市町村の長が同項の規定により当該協議を行うものとして定めたものに譲渡した場合	当該土地等が措置法第34条の3第2項第3号に規定する農用地区域内にある土地等に該当するものである旨、当該土地等につき同号に規定する勧告をした旨、当該勧告に係る同号に規定する協議を行う者として同号の特定農業法人を定めた旨及び当該土地等の譲渡が同号に規定する譲渡に該当する旨を証する書類	市町村長	措置法34条の3 2項3号 措置法規則18条 4項7号	※ 特例の対象となる「土地等」は、農業経営基盤強化促進法第6条第2項第5号イに規定する要活用農地で同法第27条の2第1項の規定による通知に係るものに限る。	(新設)				
⑧			措置法34	※。	⑦			措置法34	※。

			条の3 2項 <u>4号</u> 措置法規 則18条4 項8号	
⑨	(i) (v)		措置法34 条の3 2項 <u>5号</u> 措置法規 則18条4 項9号	※ (1) (2) (3)
⑩			措置法34 条の3 2項 <u>6号</u> 措置法規 則18条4 項10号	※
⑪			措置法34 条の3 2項 <u>7号</u> 措置法規 則18条4 項11号	※1 ※2
⑫			措置法34 条の3 2項 <u>8号</u> 措置法規 則18条4	

			条の3 2項 <u>3号</u> 措置法規 則18条4 項7号	
⑧	(i) (v)		措置法34 条の3 2項 <u>4号</u> 措置法規 則18条4 項8号	※ (1) (2) (3)
⑨			措置法34 条の3 2項 <u>5号</u> 措置法規 則18条4 項9号	※
⑩			措置法34 条の3 2項 <u>6号</u> 措置法規 則18条4 項10号	※1 ※2
⑪			措置法34 条の3 2項 <u>7号</u> 措置法規 則18条4	

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
			項12号					項11号	
⑬			措置法34条の3 2項9号 措置法規 則18条4 項13号	※、 措置法第34条 の3第2項第9 号のあつせんに 係る山林が、。	⑫			措置法34条の3 2項8号 措置法規 則18条4 項12号	※、 措置法第34条 の3第2項第8 号のあつせんに 係る山林が、。
⑭			措置法34条の3 2項10号 措置法規 則18条4 項14号		⑬			措置法34条の3 2項9号 措置法規 則18条4 項13号	
⑮			措置法34条の3 2項11号 措置法規 則18条4 項15号		⑭			措置法34条の3 2項10号 措置法規 則18条4 項14号	

改 正 後	改 正 前
附 則 <u>(経過の取扱い(1)・・・日本道路公団等民営化関係法施行法に関連する改正事項の取扱い)</u> <u>この通達による『第2 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）関係』の改正後の31の2－1及び「別表1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表」の「1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）」（次項までにおいて「別表1の1」という。）中の「譲渡の区分欄（1の3）」の取扱いは、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）の施行の日（平成17年10月1日）以後の譲渡について適用し、同日前における譲渡については改正前の取扱いを適用する。</u> <u>(経過の取扱い(2)・・・民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律に関連する改正事項の取扱い)</u> <u>この通達による『第2 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）関係』の改正後の次の取扱いは、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成17年法律第47号）の施行の日以後の譲渡について適用し、同日前における譲渡については改正前の取扱いを適用する。</u> ① <u>31の2－11</u> ② <u>34の2－13</u> ③ <u>別表1の1中の「譲渡の区分欄⑪、⑪の2、⑭、⑭の2及び⑯」</u> ④ <u>「別表1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表」の「2 確定優良住宅地等予定地のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）」（この項において「別表1の2」という。）の「(1)確定優良住宅地等予定地の対象となる譲渡」中の「区分欄④」</u> ⑤ <u>別表1の2の「(2)特例期間の延長が認められる場合」中の「区分欄④、⑤、⑥及び⑭」</u> ⑥ <u>「別表4 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表」中の「区分欄（3の2）」</u> <u>(経過の取扱い(3)・・・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に関連する改正事項の取扱い)</u> <u>この通達による『第2 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」</u>	附 則 (新 設) (新 設) (新 設)

改正後	改正前
<u>（法令解釈通達）関係』の改正後の「別表 5 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表」中の「区分欄⑦」の取扱いは、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日以後の譲渡について適用し、同日前における譲渡については改正前の取扱いを適用する。</u>	

新 旧 対 照 表

第3 「所得税基本通達」(法令解釈通達)関係

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
法第33条《譲渡所得》関係 (ゴルフ場の利用権の譲渡に類似する株式等の譲渡による所得の所得区分) 33-6の3 措置法令第25条の8第2項《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》の規定に規定する株式又は出資者の持分を譲渡(営利を目的として継続的に行われるものを除く。)したことによる所得は、譲渡所得に該当する。 (有価証券の譲渡所得が短期譲渡所得に該当するかどうかの判定) 33-6の4株式の分割により取得した有価証券(措置法第37条の10第3項の規定により株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされるものを除く。)の取得の日は、.。 (注)。 法第23条から第35条まで(各種所得)共通関係 (有価証券の譲渡による所得の所得区分) 23-35共-11。 (注) 措置法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡に係る所得区分については、. 法第38条《譲渡所得の金額の計算上控除する取得費》関係 (非業務用の固定資産に係る登録免許税等) 38-9 固定資産(業務の用に供されるものを除く。以下この項において同じ。)に係る登録免許税(登録に要する費用を含む。)、不動産取得税等固定資産の取得に伴い納付することとな	法第33条《譲渡所得》関係 (ゴルフ場の利用権の譲渡に類似する株式等の譲渡による所得の所得区分) 33-6の3 措置法令第25条の8第6項《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》の規定に規定する株式又は出資者の持分を譲渡(営利を目的として継続的に行われるものを除く。)したことによる所得は、譲渡所得に該当する。 (有価証券の譲渡所得が短期譲渡所得に該当するかどうかの判定) 33-6の4株式の分割により取得した有価証券(措置法第37条の10第4項の規定により株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされるものを除く。)の取得の日は、.。 (注)。 法第23条から第35条まで(各種所得)共通関係 (有価証券の譲渡による所得の所得区分) 23-35共-11。 (注) 措置法第37条の10第3項に規定する株式等の譲渡に係る所得区分については、. 法第38条《譲渡所得の金額の計算上控除する取得費》関係 (非業務用の固定資産に係る登録免許税等) 38-9 固定資産(業務の用に供されるものを除く。以下この項において同じ。)に係る登録免許税(登録に要する費用を含む。)、不動産取得税等固定資産の取得に伴い納付することとな

改 正 後	改 正 前
る租税公課は、当該固定資産の取得費に算入する。 (注) <u>1 法第 60 条第 1 項第 1 号に規定する贈与、相続又は遺贈による取得に伴い納付することとなる登録免許税等については、60－2 参照</u> <u>2 業務の用に供される資産に係る登録免許税等については、37－5 及び 49－3 参照</u> 法第 60 条《贈与等により取得した資産の取得費等》関係 (贈与等の際に支出した費用) 60－2 <u>法第 60 条第 1 項第 1 号に規定する贈与、相続又は遺贈（以下「贈与等」という。）により譲渡所得の基となる資産を取得した場合において、当該贈与等に係る受贈者等が当該資産を取得するために通常必要と認められる費用を支出しているときには、当該費用のうち当該資産に対応する金額については、37－5 及び 49－3 の定めにより各種所得の金額の計算上必要経費に算入された登録免許税、不動産取得税等を除き、当該資産の取得費に算入できることに留意する。</u> (注) <u>当該贈与等以外の事由により非業務用の固定資産を取得した場合の登録免許税等については、38－9 参照</u> 法第 64 条《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例》関係 (各種所得の金額の計算上なかったものとみなされる金額) 64－2 の 2 ・ ・ ・ ・ ・ 第 21 条第 8 項《短期譲渡所得の課税の特例》、第 25 条の 8 <u>第 9 項</u>《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》及び ・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ (3) ・ ・ ・ ・ ・ (保証債務の履行の範囲) 64－4 ・ ・ ・ ・ ・ 民法第 446 条《保証人の責任等》に規定する保証人の債務又は第 454 条《連	る租税公課は、当該固定資産の取得費に算入する。 (注) 業務の用に供される資産に係る登録免許税等については、37－5 及び 49－3 参照 法第 60 条《贈与等により取得した資産の取得費等》関係 (新 設) 法第 64 条《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例》関係 (各種所得の金額の計算上なかったものとみなされる金額) 64－2 の 2 ・ ・ ・ ・ ・ 第 21 条第 8 項《短期譲渡所得の課税の特例》、第 25 条の 8 <u>第 13 項</u>《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》及び ・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ (3) ・ ・ ・ ・ ・ (保証債務の履行の範囲) 64－4 ・ ・ ・ ・ ・ 民法第 446 条《保証人の責任》に規定する保証人の債務又は第 454 条《連帯

改正後	改正前
<u>帯保証の場合の特則</u>》に規定する連帯保証人の債務の履行・・・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・ (2) ・・・・・・・・ (3) ・・・・・・・・ (4) ・・・・・・・・ (5) ・・・・・・・・ (6) ・・・・・・・・	<u>保証人の両抗弁権</u>》に規定する連帯保証人の債務の履行・・・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・ (2) ・・・・・・・・ (3) ・・・・・・・・ (4) ・・・・・・・・ (5) ・・・・・・・・ (6) ・・・・・・・・

新 旧 対 照 表

第 4 「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う所得税（譲渡所得関係）の取扱いについて（法令解釈通達）関係」

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第12条（（被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例））関係 （除却される資産の損失に対する補償金） 12－3 ・ ・ ・ ・ ・ 第33条の4の規定が適用される場合における租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第15条第2項の規定中「第14条第<u>5</u>項各号の区分に応じ当該各号に定める書類」は、・ ・ ・ ・ ・。	第12条（（被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例））関係 （除却される資産の損失に対する補償金） 12－3 ・ ・ ・ ・ ・ 第33条の4の規定が適用される場合における租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第15条第2項の規定中「第14条第<u>7</u>項各号の区分に応じ当該各号に定める書類」は、・ ・ ・ ・ ・。